

(公印・契印省略)

総基料第 201 号
令和 3 年 8 月 27 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長
二宮 清治

加入光ファイバ等の提供遅延に関する報告について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和 3 年度の接続料の改定等）について」（令和 3 年 3 月 26 日付け諮問第 3137 号）に関し、「NTT 東日本・西日本に対し、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションそれぞれについて、工事遅延の実態及び理由並びに需要の予測の方法及び予測した需要を踏まえた対応等について、総務省に報告することを要請すること」とする旨の答申（令和 3 年 5 月 28 日付け情郵審第 24 号）がなされたこと等を踏まえ、下記の事項について令和 3 年 9 月 24 日までに報告を求めることとし、その旨を要請する。

記

1 接続事業者から申し込まれた加入光ファイバ等の提供状況

接続事業者から、貴社の加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションの納期について遅延が生じている旨の指摘が寄せられているところ、これらに係る令和元年度及び令和 2 年度の次の事項について、月別、事業者別及び都道府県別の実績が分かるよう報告すること。

(1) 接続事業者への提供可能時期の回答状況

- ① 接続事業者からの接続申込み（コロケーションの設置申込みを含む）

以下同じ。) から提供可能時期の回答までの期間 (接続申込日及び提供可能時期の回答日を含む。)

- ② 接続事業者からの接続申込みから提供可能時期までの期間 (接続申込日及び提供可能時期を含む。)
- ③ 貴社の接続約款において、特別の事情がない場合に提供可能時期を回答することとされている時期又は提供可能時期と設定することとされている時期 (以下「標準対応時期」という。) までに対応が行われた件数と、標準対応時期を超過した件数 (前提条件により標準対応時期が異なるものについては、前提条件ごとに分類し、標準対応時期の場合とそれを超過した場合を整理すること。)
- ④ ③の標準対応時期を超過したものについて、超過した具体的理由ごとの件数内訳 (理由なく超過したものがある場合や理由が記録されていない場合等、超過した具体的理由ごとの件数内訳が不明である場合には、その旨と報告可能な限りにおける具体的理由ごとの件数内訳、件数内訳が不明である理由及び対応状況について報告すること。)
- ⑤ 提供可能時期の回答の実施方法・回答内容 (標準対応時期での回答であるか否か、回答する内容により接続事業者への通知方法が異なる場合があればその内容ごとに整理すること。提供可能時期の回答と提供可能時期の設定ごとに分けて報告すること。)
- ⑥ 一旦貴社から提供可能時期を回答した後に、別途延期した提供可能時期を再度設定した件数 (延期した回数が2回以上のものが存在する場合には、回数ごとに整理すること。当該データが記録されていない場合等、件数が不明である場合には、その旨と件数が不明である理由について報告すること。)
- ⑦ ⑥の場合の理由及び接続事業者への理由の通知方法・内容 (理由なく延期した提供可能時期を再度設定している場合や、理由が記録されていない場合等、通知方法・内容が不明である場合には、その旨と通知方法・内容が不明である理由及び対応状況について報告すること。)
- ⑧ 貴社が提供可能時期を延期したこと等により、接続事業者と契約する利用者の工事日も延期することとなった場合に、当該利用者に対して接続事業者から、延期が生じたことを説明する際に貴社の工事日が延期されたことを説明することに対する制限が存在する場合には、その制限の内容 (接続事業者と卸先事業者で取扱いが異なる場合には、その差異についても報告すること。)

(2) 接続事業者に提供する設備等に係る工事の実施状況

- ① 提供可能時期の回答及び提供可能時期から工事実施までの期間（提供可能時期の回答日及び工事実施日を含む。）
- ② 接続事業者が工事日を指定した後、着工するまでの間に工事日が延期された件数及び延期された理由（接続事業者の都合によるものか、貴社の都合によるものかの別が分かるように整理すること。理由なく延期されたものがある場合や、理由が記録されていない場合等、延期された具体的な理由が不明である場合には、その旨と延期された具体的な理由が不明である理由及び対応状況について報告すること。）
- ③ ②の工事日を延期する場合に、接続事業者への理由の通知の有無、時期及び内容（理由なく延期した場合や、延期した具体的な理由が記録されていない場合等、延期理由が不明である場合には、その旨と延期理由が不明である理由及び対応状況について報告すること。）
- ④ 工事日を延期したこと等により、接続事業者と契約する利用者の工事日も延期された場合に、当該利用者に対して接続事業者から、延期が生じたことを説明する際に貴社の工事日が延期されたことを説明することに対する制限が存在する場合には、その制限の内容（接続事業者と卸先事業者で取扱いが異なる場合には、その差異についても報告すること。）

(3) 接続事業者に提供する設備等に係る提供体制

- ① 接続事業者からの申込みに対応するために行っている工事等の需要の予測方法
- ② ①の予測の工事実施等の体制整備への活用状況
- ③ その他、接続申込みに円滑に対応するために実施している取組

2 卸先事業者から申し込まれた光ファイバ等の工事実施状況

貴社の光アクセス回線の卸売サービスにおける卸先事業者への工事実施について、1の接続事業者に係る報告と同様の内容（1（1）③及び④を除く。）について、令和元年度及び令和2年度の月別、事業者別及び都道府県別の実績が分かるよう報告すること。

3 その他提供時期の遅延を把握する観点から重要な情報

接続事業者及び卸先事業者への提供時期の遅延を把握するに当たり、上記1及び2以外に重要な情報があれば報告すること。

(留意事項)

上記の報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以上